

# 全労働者が安心して暮らせる社会実現を

2010  
春闘勝利



第17回自治労青年女性中央大交流集会

## 実行委員会ニュース

第4号

2010年3月25日

発行責任者

第17回自治労青年女性中央大交流集会実行委員会

東京都千代田区六番町1

☎03-3263-2449

### 要求・交流・共闘から春闘再構築を

#### そして、労働基本権の完全回復をめざそう！

私たち公務労働者は、労働基本権が制約され、その代償措置として人事院勧告制度がある。2012年には、労働基本権回復と人事院勧告制度が廃止される。更なる要求・交渉・妥結・協約締結の取り組みの重要性が増す。

区分	団結権	団体交渉権		争議権
		協約締結権	協約締結権	
地方公務員	非現業職員	○	×	×
	うち警察職員及び消防職員	×	×	×
	現業職員 企業職員等	○	○	×
民間労働者	○	○	○	○

### 労働者の権利とは

労働者は、憲法第28条で基本的な権利が保障されている。

①団結権（組合を組織する権利）、②団体交渉権（使用者と労働条件を交渉する権利）、③争議権（交渉不調の場合にストライキなどを行う権利）の3つで、労使で賃金・労働条件を決めていくために、重要となる。

しかし、私たち自治体労働者は、この労働基本権が制約されている（上表）。このことから、「労使間での賃金・労働条件の決定」を基本原則に、「労働運動と労働基本権完全回復の

取り組みを進めてきた。

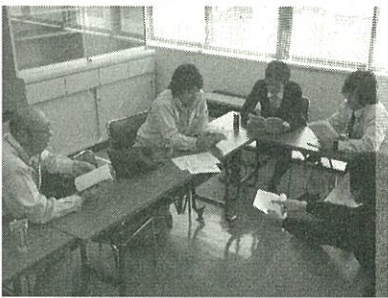
### 勧告制度は廃止へ

この労働基本権回復の議論には、人事院勧告制度の廃止という課題がある。

この間、人事院勧告制度が、私たちの賃金・労働条件の改善につながっていたのも事実。しかし、①人勧に関係なく独自賃金カット

## 500筆の署名を交渉へ

栗原市職労（宮城）青年部・女性部は、幹事会で生



▲有志の学習会が定例化

が全国の自治体で横行、②多くの地方自治体は「国公準拠」と間接的、③09年6月の夏季一時金凍結の臨時調査など、政治介入がある、など、人事院勧告は労働基本権制約の代償とはなり得ていない。

そして、賃金カット提案に対し、団体交渉で押し戻している単組もある。団体交渉は、1%に満たない引き上げ・引き下げの人勧より、賃金決定に対し大きな力があることになる。このことから、人勧にすぎることではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要である。

しかし、私たちの取り組みをより一層強化しなければ、2月10日に当局に要求書を提出。

また、青年部・女性部員に周知すると共に、「全部員の要求」として、署名を求めた。今後は、500筆以上の署名を背景に、青年女性独自交渉を開催予定と

ば、労働基本権が回復されても、賃金・労働条件は切り下げられることになる。

### 私たちの取り組み

●要求確立は、役員だけではなく、実態点検、討論から全組合員の声を反映させる。

●要求書提出・団体交渉を行い、単組自決で賃金・労働条件を決定していく。

●団体交渉の結果は、確認書などの書面で残す。

この取り組みを、2010春闘から実践することが重要となる。基本組織任せではなく、青年女性が積極的に、実態点検・仲間との討論・要求書づくり・提出・交渉を進めていこう！

している。この取り組みは、幹事会での実態交流から「ゆずれない要求」を掲げたことにより、「絶対に要求をぶつけない」「討論で自身が持った」と仲間が立ち上がったからである。

そして、幹事による定期的な昼休み学習会を開催するなど、学習と組織強化にもつながっている。

今後は、取り組みの成果と総括を第17回中央交へつなげる方針だ。